

V. 資料

資料1 (ドイツ関係)

地域ごとの対象国リスト

(2008年2月現在)

地域	二国間援助対象国	地域別・テーマ別計画対象国
アジア	アフガニスタン バングラデシュ 中国 インド インドネシア カンボジア キルギス ラオス モンゴル ネパール パキスタン タジキスタン ウズベキスタン ベトナム	東ティモール フィリピン スリランカ
南東ヨーロッパ コーカサス	アルバニア ボスニア・ヘルツェゴビナ モンテネグロ セルビア/コソボ ウクライナ	コーカサス・イニシアティブ (アルメニア、アゼルバイジャン、 グルジア) モルドバ
ラテンアメリカ カリブ	ボリビア ブラジル エクアドル グアテマラ ホンジュラス コロンビア メキシコ ニカラグア ペルー	カリブ・プログラム (ドミニカ共和国、ハイチ、キューバ) コスタリカ エルサルバドル パラグアイ
北アフリカ 中東	エジプト イエメン モロッコ パレスチナ自治地域 シリア	ヨルダン チュニジア レバノン アルジェリア
サハラ以南アフリカ	エチオピア アンゴラ ベナン ブルキナファソ ブルンジ ガーナ カメルーン ケニア コンゴ民主共和国 マダガスカル マリ マラウイ モーリタニア モザンビーク ナミビア ニジェール ナイジェリア ルワンダ ザンビア セネガル スーダン(南スーダン) 南アフリカ タンザニア ウガンダ	西アフリカ脆弱国家プログラム (コートジボワール、シエラレオネ、 リベリア、ギニア)

(出所) 外務省資料より作成

資料 2 (スウェーデン関係)

○ 対象国限定アプローチ

対象国等	1	2	3	中東	アジア	ヨーロッパ	ラテン・アメリカ
1. 長期的な開発協力を実施する国	1	2			バンラデシ カンボジア		ボリビア
2. 紛争中又は紛争終結直後の国	1	2		イラク ガザ地区 西岸	アフガニスタン 東ティモール		コロンビア グアテマラ
3. スウェーデンが改革に協力する国	9					アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、コソボ、旧ユーゴスラビア(マケドニア)、モルドバ、セルビア、トルコ、ウクライナ	

○ 段階的に撤退する国

対象国等	1	2	3	中東	アジア	ヨーロッパ	ラテン・アメリカ
1. (特定の分野等に対する) 限定的な協力をすることにより段階的に撤退すべき国	7				インドネシア 中国 ベトナム		
2. 二国間開発協力以外の方法で関係を促進することにより段階的に撤退すべき国	2	3		レバノン	フィリピン インドネシア モルディバ スリランカ タイ	アルメニア アゼルバイジャン キルギスタ モンテネグロ タジキスタン ロシア	チリ サルバドル ハイチ ホンジュラス ニカラガ ペルー

(出所) 在スウェーデン日本国大使館ヒアリング資料より作成

資料3 (スウェーデン関係)

対象国決定の際の考慮要因

考慮要因	指標等
1. 貧困の程度と被援助国のニーズの所在	<ul style="list-style-type: none"> ≫ 一人当たりGNI ≫ 子供の栄養失調 ≫ HIV/AIDSの蔓延度 ≫ 悪化要因 (上記4要因によりニーズ指数を計算) ≫ 人間開発指数 (UNDP指数) ≫ 収入の分配 ≫ 初等教育修了率 ≫ GDPの伸び (10年間の平均成長率)
2. 援助の効果	<ul style="list-style-type: none"> ≫ 貧困者に明確に焦点を当てた国家開発戦略 ≫ 右戦略における権利の視点のインパクト ≫ スウェーデンのこれまでの援助効果の査定 ≫ 良い統治の普及度 (世銀CPIAスコア) ≫ 汚職の蔓延度 (Transparency Internationalの国別ランク) ≫ 援助の依存度 ≫ 全世界の援助額に占める当該国の相対比率
3. 人権の尊重と民主的な統治	<ul style="list-style-type: none"> ≫ 民主主義に向けた進展 ≫ 人権の尊重に向けた進展 (主要な人権諸条約の批准状況、履行状況、人権機関への協力など) ≫ 市民社会との確実で、開放された協議プロセスと国家開発戦略の広範な受諾 ≫ 人権状況を改善し、民主化への移行のために努力している機関等への効果的な支援の潜在性
4. スウェーデンの付加価値と比較優位	<ul style="list-style-type: none"> ≫ スウェーデンの専門性に対する需要 (スウェーデンの比較優位) (スウェーデン産業界の利益と活動の範囲、スウェーデン政府機関、NGOの活動) ≫ ドナーとしてのスウェーデンの役割の長期的関係と変化 (援助実施年数、ドナーとしての相対的な重要性に関する援助量の変化 (1995年と2005年間の全ODA中のスウェーデンのシェアの変化)) ≫ 被援助国の特定部門における付加価値とノウハウ ≫ 地域的な側面・援助の利益 (近隣国におけるスウェーデンの援助状況、援助の変化によって影響を受ける地域的なプロジェクトやプログラムへの支援) ≫ 他のドナーの被援助国に対する今後の援助計画 ≫ 進行中の和平プロセスへのスウェーデンの参加状況

(出所) 在スウェーデン日本国大使館ヒアリング資料より作成

資料4 (スウェーデン関係)

国際機関等を通じた開発援助の実施状況 (2007年)

○ 総額 14,609百万SEK

(単位:百万SEK)

外務省		Sida	
拠出額	8,912	拠出額	5,697
(内訳)	比率	(内訳)	比率
国連機関	3,531 (39.6)	国連機関	2,775 (48.7)
UNDP	800 (9.0)	UNDP	820 (14.4)
UNHCR	534 (6.0)	UNICEF	665 (11.7)
UNICEF	445 (5.0)	WHO	200 (3.5)
UNFPA	405 (4.5)	FAO	193 (3.4)
WFP	390 (4.4)	UNOCHA	103 (1.8)
UNWRA	242 (2.7)	UN Habitat	101 (1.8)
UNAIDS	222 (2.5)	ILO	76 (1.3)
その他	493 (5.5)	その他	617 (10.8)
欧州委員会 (EC)	1,727 (19.4)		
		欧州評議会	3 (0.1)
		その他の国際機関	323 (5.7)
開発銀行等	3,133 (35.2)	開発銀行等	1,101 (19.3)
国際開発協会	2,050 (23.0)	世界銀行等	899 (15.8)
アフリカ開発銀行	711 (8.0)	その他	202 (3.5)
その他	372 (4.2)		
その他	521 (5.8)	国際NGOs	1,379 (24.2)
世界基金	429 (4.8)	国際赤十字委員会	340 (6.0)
IDEA	42 (0.5)	IPPF	105 (1.8)
IFFIm	18 (0.2)	その他	934 (16.4)
その他	32 (0.4)	官民パートナーシップ	117 (2.1)

(注)

UNFPA 国連人口基金
 UNWRA 国連パレスチナ難民救済機関
 IDEA 民主主義及び選挙支援国際研究所
 IFFIm ワクチンと予防接種のための世界同盟
 UNOCHA 国連人道問題調整部
 UN Habitat 国連人間居住計画
 IPPF 国際家族計画連盟

(出所) 在スウェーデン日本国大使館ヒアリング資料より作成

日本、ドイツ及びスウェーデンの援助政策の比較

	日本	ドイツ	スウェーデン																											
援助原則・理念	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年8月に政府開発援助(ODA)大綱を改定(閣議決定)。ODAの目的は、「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界における貧困を削減し、平和を構築していくことが開発援助政策の目標。「行動計画2015」(2001年の閣議決定)でこの目標を具体的に定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2003年12月、政府が提出した「共有責任：全地球的発展のためのスウェーデンの政策」をスウェーデン国会が承認。公正で持続可能な全地球的開発への貢献を目標とし、人権の視点を浸透させ、貧困者の視点を基礎とする。 																											
援助の実績 (2007年、暫定値)	<table border="1"> <tr> <td>支出純額(ネット)</td> <td>76.9億ドル</td> <td>5位</td> </tr> <tr> <td>支出総額(グロス)</td> <td>135.8億ドル</td> <td>3位</td> </tr> <tr> <td>対国民総所得(GNI)</td> <td>0.17%</td> <td>20位</td> </tr> </table>	支出純額(ネット)	76.9億ドル	5位	支出総額(グロス)	135.8億ドル	3位	対国民総所得(GNI)	0.17%	20位	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>122.7億ドル</td> <td>2位</td> </tr> <tr> <td></td> <td>138.1億ドル</td> <td>2位</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.37%</td> <td>12位</td> </tr> </table>		122.7億ドル	2位		138.1億ドル	2位		0.37%	12位	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>43.3億ドル</td> <td>8位</td> </tr> <tr> <td></td> <td>43.3億ドル</td> <td>8位</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.93%</td> <td>2位</td> </tr> </table>		43.3億ドル	8位		43.3億ドル	8位		0.93%	2位
支出純額(ネット)	76.9億ドル	5位																												
支出総額(グロス)	135.8億ドル	3位																												
対国民総所得(GNI)	0.17%	20位																												
	122.7億ドル	2位																												
	138.1億ドル	2位																												
	0.37%	12位																												
	43.3億ドル	8位																												
	43.3億ドル	8位																												
	0.93%	2位																												
今後の見通し	<ul style="list-style-type: none"> ・ODA予算(一般会計当初予算)は、1996年度をピークに11年間で40%削減。 ・2005年のグリーンイーズ・サミットにおいて、2005-2009年の5年間でODA事業量100億ドル積み増しを目指す公約。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2005年5月のEU開発大臣会合における決定に従い、2010年までに対GNI比0.51%、2015年までに同0.7%を達成することを対外的に明らかにしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年予算における開発援助枠は、対GNI比1%を維持。 																											
最近の動向	<ul style="list-style-type: none"> ・2006年以降、ODA体制を大きく改革。総理大臣が主宰する「海外経済協力会議」を設置し、外務省に国際協力局を設置。本年10月にはJICAとJIBICの円借款部門を統合し、円借款、技術協力、無償資金協力を一元的に新JICAが実施することとなる。 ・福田総理(当時)が本年1月のダボス会議で、100億ドル規模の資金を利用して、途上国の気候変動対策を支援する「ケールアース・パートナーシップ」を構築する旨発表。また、5月のTICAD IVで、2012年までに対アフリカODAを倍増する旨発表。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二国間援助の重点化を進めており、2008年2月、経済協力開発省は対象国を57か国に絞った新しいリストを発表。 ・最重点地域はアフリカであり、上述のリストのうち、24か国がサハラ以南のアフリカ諸国。2010年までにアフリカ支援の予算を倍増する計画。 ・新たな財源として、温室効果ガス排出権をオークションにかけることによる収入の一部がODA予算に割り当てられる予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年8月、援助の質、効果及び効率性を向上させるため、「対象国限定アプローチ」を発表。二国間協力を30余の対象国に限定。アフリカの貧困削減、東欧諸国の改革、平和と安全、民主主義と人権を重視。 ・2008年に「新アフリカ政策」を策定。二国間援助は当面、アフリカに重点。 ・環境・気候変動の分野では、国際的な有識者を集めて気候変動・開発委員会を設立。適応に焦点を当て、2009年春に報告書を出す見込み。 																											

	日本	ドイツ	スウェーデン
援助政策の決定過程	<ul style="list-style-type: none"> 「海外経済協力会議」で審議される基本戦略の下、外務省がODAの企画・立案に関する調整の中核を担う。 	<ul style="list-style-type: none"> 援助政策の企画・立案は、経済協力開発省(BMZ)が所管。外交政策との関連では、外務省と協議。 	<ul style="list-style-type: none"> 援助の担当大臣は、外務省に所属する国際開発協力担当大臣。援助政策の企画・立案は外務省が行っている。
援助実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 2008年10月にJICAとJBICの円借款部門を統合し、新JICAの下、円借款・無償資金協力・技術協力の3つの援助手法を一元的に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施機関の数が多く、中心となるのは、ドイツ技術協力公社(GTZ)とドイツ復興金融公庫(KfW)開発銀行。(その他、国際再教育開発公社(InWEnt)、人材育成や教育支援)、ドイツ開発サービス公社(DED)、開発援助要員の派遣)、ドイツ開発政策研究所(DIE)等が実施に関わっている。) 	<ul style="list-style-type: none"> 外務省多国籍開発協力局(国際機関を担当)等およびスウェーデン国際開発協力庁(SIDA:二国間援助を担当)が実施する。
評価制度	<ul style="list-style-type: none"> 外務省は政策やプログラムを対象とした評価を重点的に行い、プロジェクト・レベルの評価は実施機関が中心となって行っている。評価の客観性を確保するため、第三者による評価を行うなど、外部の視点を入れている。 	<ul style="list-style-type: none"> 分野横断的な観点からの評価は経済協力開発省が実施し、個別の案件は、GTZやKfWが独自の責任で評価。 	<ul style="list-style-type: none"> 外局であるスウェーデン開発評価庁(SADEW)が、SIDAが実施するものを含むすべての開発援助の効果を分析・評価する。
議会の関与	<ul style="list-style-type: none"> 衆議院では主に予算委員会、外務委員会、参議院では主に予算委員会、外交防衛委員会、政府開発援助等特別委員会において、ODAの政策から実施までについて議論されている。また、新JICA設立のための「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の可決、参議院政府開発援助等特別委員会による決議採択等が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 独連邦議会において、主に予算委員会(本会議の全ての予算関連の決定を準備)及び経済協力開発委員会(援助政策に関する本会議での審議・決定を準備)が援助政策に関与。 	<ul style="list-style-type: none"> 前述のとおり、「共有責任: 全地球的発展のためのスウェーデンの政策」を国会が承認。その他、必要に応じて政策に関する政府文書を国会に提出し、国会がこれを採択。

	日本	ドイツ	スウェーデン
二国間援助と多国間援助の割合(2007年)			
二国間ODA	76%(58.3億ドル)	66%(80.7億ドル)	68%(29.6億ドル)
国際機関に対する拠出・出資	24%(18.6億ドル)	34%(42.0億ドル)	32%(13.8億ドル)
分野別配分(2006年)(単位:%)			
社会インフラ	22.0	34.5	34.9
経済インフラ	25.3	14.6	5.2
農林水産	4.4	3.8	3.8
工業等その他	7.8	7.2	9.7
人道支援	2.3	3.7	11.0
プログラム援助等	38.1	36.3	35.4
計	100	100	100
地域別配分(2006年)(単位:%)			
アジア	28.9	17.4	12.9
中東	11.2	8.4	12.3
アフリカ	35.8	49.2	31.1
中南米	5.9	6.4	6.6
大洋州	1.0	0.0	0.0
欧州	1.5	6.4	5.7
複数地域にまたがる援助等	15.7	12.3	31.5
計	100	100	100
贈与と貸付の比率(2007年、暫定値)			
贈与	51.5%	86.3%	100.0%
貸付	48.5%	13.7%	0.0%
NGO向け援助額(2006年)			
NGO(国内)支援額	1億216万ドル	(報告なし)	1億5,188万ドル
NGO(国外)支援額	1億54万ドル	1,498万ドル	997万ドル

※DACに報告はされていないが、2007年度において、ドイツ経済協力開発省はNGOに対して3,100万ユーロ(約4,500万ドル)の助成を行った。
 ※なお、スウェーデンでは、約400ある中小の開発援助関係NGOは15の大規模NGOの下に事実上組織化されており、補助金、プロジェクト資金等の申請は、「アンブレラ組織」と呼ばれる大規模NGOを通じてSIDAIに提出されている。

※出典: いずれもOECD/DAC
 (出所) 外務省資料より作成